

墨田区内における東武鉄道沿線まちづくりに関する包括連携協定

墨田区（以下「甲」という。）と東武鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、墨田区内における東武鉄道沿線地域（以下「対象地域」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、対象地域において、甲及び乙がそれぞれの持つ資源を活用して連携及び協力することで、対象地域の個性、特色及び強みを生かしながら、持続可能なまちの実現を図ることを目的とする。

（取組事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、対象地域内における次の各号の事項について、連携及び協力するものとする。

- （1）駅を中心としたまちづくり及び交通結節機能強化に関すること。
- （2）地域活動の推進、産業の振興、観光の発展等、対象地域の価値向上に関すること。
- （3）前2号に掲げる事項に寄与し、すみだのブランディング向上につながる情報発信に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、甲乙連携による取組が必要と認められること。

2 前項に規定する連携及び協力を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

（取組事項等に係る協定等）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく今後の連携及び協力活動の実施に当たっては、具体的な取組事項、取組期間、役割等について別途協定等を締結するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期限が満了する日の翌日から1年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項に関し、疑義が生じたときは、甲及び乙は協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3 年 4 月 7 日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨 田 区
代表者 墨田区長 山 本 亨

乙 東京都墨田区押上一丁目1番2号
東武鉄道株式会社
取締役社長 根 津 嘉 澄